

蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第2条 第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、町長が別に定める単位数に、次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(1単位の単価)

第3条 費用の額の算定に要するサービス区分の1単位の単価は、次の各号に掲げるサービス区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 訪問型サービス 厚生労働省大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に蟹江町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
- (2) 通所型サービス 単価告示の規定により10円に蟹江町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
- (3) 介護予防ケアマネジメント 単価告示の規定により10円に蟹江町の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

(第1号事業支給費の割合)

第4条 第1号事業支給費の支給割合は、次に掲げる割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2各号列記以外の部分に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。